

平成30年度自己点検評価総評

平成30年度 神戸ゆかりの美術館自己点検評価について

神戸ゆかりの美術館条例第1条は、神戸にゆかりのある芸術家の美術作品及び美術に関する文献、複製その他の資料（以下「美術館資料」という。）を市民の利用に供するとともに、美術館資料に関する調査研究、事業等を行い、もって豊かな地域文化の発展に資するため、神戸ゆかりの美術館（以下「美術館」という。）を設置することを定めており、同3条で第1条に掲げる目的を達成するために次に掲げる事業を行うとし、

- (1) 美術館資料を収集し、保管し、及び展示すること。
- (2) 美術館資料に関する調査研究を行うこと。
- (3) 美術館資料に関する講演会、講習会、講座その他の事業を行うこと。
- (4) 他の美術館その他の関係機関と連絡し、及び協力すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な事業を定めている。

神戸ゆかりの美術館では、同条例第3条の事業について、(1) 資料、(2) 普及、(3) 連携の3つを事業項目の柱として位置づけ、自己点検評価を実施する。

また、美術館事業を行うにあたり、美術館の経営についても考慮する必要があることから、美術館の管理運営に関する事項についても、併せて自己点検評価を実施する。

平成30年度の神戸ゆかりの美術館自己点検評価の「総評」は下記のとおりです。

【総評】

トータル評価としては、事業項目4つのうち「資料」のみA、残りの3つはBとなった。

(1) 資料について 「A」

神戸にゆかりのある2作家の作品計56点を受贈、収蔵した。また、これまでに受贈した作品の補修、製額作業も制約ある予算のなか順次進めており、企画展により公開することができた。今後も出来る限り計画性をもって収蔵作品の補修、製額等を行い保存、公開に努める。

特別展は、幅広い世代、層からの集客と多様な展覧会の提供を目指して計画し、ここ数年展開してきており、H30年度は過去最高の入館者数となった。市立博物館、小磯記念美術館とは異なる市民のニーズを補完することを目的のひとつとした文化芸術の紹介を今後も継続したい。

(2) 普及について 「B」

展覧会事業の一環としての広報は広報印刷物の配布が中心であるが、交通機関（施設）への掲示にも予算の限りで努めている。ただ、若年層に対して有効と思われるSNSなどの電子媒体の活用を一層努める必要がある。

(3) 連携について 「B」

特別展はすべて新聞社と共催により行ったことにより、広報や運営面での効果が大きく、経費の軽減にもつながっている。今後も共催方式が継続できるように努力したい。学校教育普及につながる連携は、人員体制から限界があり受動的である。

(4) 管理運営事項について 「B」

H30年度の年間入館者数は過去最高となったが、今後も展覧会内容により増減があるが、過去5年平均を上回ることをひとつの目標としたい。

施設面では、展示室照明のLED可を進めるための配線ダクトの更新が完了し、順次器具の購入を図っている。施設、設備が20年以上経過しているため、設備機器の不具合も発生しているが、都度修理の対応をしている。共用設備・施設も多く、建築全体の管理、保守が課題となっている。

以上の自己点検評価によって明らかとなった課題は、各職員が意識することによって、次年度の改善事項としてつなげていきたい。